

## 平成22年稲敷市農業委員会第3回総会

〔3月25日〕

- 
- 日程1 会議録署名委員の指名について
- 日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について
- 日程6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
- 日程7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
- 日程8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
- 日程9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について
- 日程10 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について
- 日程11 議案第6号 農地改良計画協議に対する同意について
- 日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
- 日程13 議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程1 会議録署名委員の指名について
- 日程2 報告第1号
- 日程3 報告第2号
- 日程4 報告第3号
- 日程5 報告第4号
- 日程6 議案第1号
- 日程7 議案第2号
- 日程8 議案第3号
- 日程9 議案第4号
- 日程10 議案第5号
- 日程11 議案第6号
- 日程12 議案第7号
- 日程13 議案第8号

---

出席委員

1 番	松 田 守 君	1 7 番	澤 邊 雅 之 君
2 番	沖野谷 秀 雄 君	1 8 番	宮 本 善 助 君
3 番	飯 塚 幸 一 君	1 9 番	村 山 文 雄 君
4 番	千 勝 忠 君	2 0 番	坂 本 一 雄 君
5 番	保 科 進 君	2 1 番	山 田 重 一 君
6 番	川 島 昇 君	2 2 番	秋 本 精 一 君
7 番	高 須 一 郎 君	2 3 番	横 田 裕 康 君
8 番	篠 崎 惣 壽 君	2 4 番	加 納 昭 君
1 0 番	濱 田 昭 一 君	2 5 番	松 本 文 雄 君
1 1 番	吉 岡 一 仁 君	2 7 番	濱 田 孟 君
1 2 番	横 田 悌 次 君	2 8 番	青 宿 昌 夫 君
1 3 番	内 埜 新 也 君	2 9 番	鈴 木 重 義 君
1 4 番	野 口 隆 雄 君	3 0 番	黒 田 久 良 之 進 君
1 5 番	篠 崎 文 夫 君	3 1 番	高 城 貞 雄 君
1 6 番	古 澤 真 和 君	3 2 番	根 本 卓 明 君

---

欠 席 委 員

9 番	栗 山 文 雄 君	2 6 番	沼 崎 享 君
-----	-----------	-------	---------

---

出席説明員

農業委員会事務局長	内 田 和 雄 君
農業委員会事務局長補佐	永 長 妥 啓 君
農業委員会事務局係長	藤 枝 幸 江 君
農業委員会事務局係長	熊 田 和 郎 君

---

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

3月18日（木） 稲敷市農業公社評議員会

於 稲敷市役所東庁舎会議室

出席者 吉岡職務代理、秋本委員、村山委員、黒田委員

3月19日（金） 第140回農業会議定例総会

茨城県農政活動推進本部第86回代議員総会

農業委員会会長・局長会議

於 茨城県市町村会館会議室

出席者 加納会長、内田事務局長

3月23日（火） 稲敷市農作物病害虫防除協議会会議

於 稲敷市役所東庁舎会議室

出席者 加納会長

---

午後 2時03分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから平成22年3月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により会長が議長となり進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は29名です。欠席委員は、9番、栗山委員、18番、宮本委員、26番、沼崎委員の3名であります。よって、農業委員会等に関する法律第22条第3項の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は27番、濱田委員、28番、青宿委員を指名いたします。

---

#### 日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第7号の2の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、須賀津字須賀津、田1筆、925平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 2ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

受理番号1番、椎塚字中郷ほか4地区、田5筆、畑3筆、計8筆、1万3,408平方メートルについてでございますが、平成21年9月18日、被相続人死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会等によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 3ページをお開き願います。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

賃貸借権の合意解約5件でございます。

受理番号1番、四箇字堂池ほか2地区、田2筆、計4,123平方メートルについてでございますが、稲敷市農業公社を通しての転貸物件であります。転貸を受けている賃借人に所有権の移転をするため、合意解約をするものでございます。

続きまして、受理番号2番、下君山字森下、田1筆、1,383平方メートルについてでございますが、採算がとれないため、合意解約をして地主に返却するものでございます。

受理番号3番、浮島字妙岐ほか1地区、田4筆、計3,621平方メートルについてでございますが、所有者であります賃貸人の後継者が生前贈与を受けて耕作するため合意解約をするものでございます。

受理番号4番、八千石字八千石、田1筆、3,064平方メートルについてでございますが、賃貸人の都合により合意解約をするものでございます。

受理番号5番、寺内字寺内、田2筆、計6,166平方メートルについてでございますが、賃借人であります耕作者の死亡により、耕作ができなくなったために合意解約をするものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 続きまして、4ページをお開き願います。

報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、市崎字後畑、畑1筆、69.80平方メートル、受理番号2番、市崎字宮平、畑3筆、計214.32平方メートルについてでございますが、茨城県南農林事務所、稲敷土地改良事務所が行います県営農村振興総合整備事業の稲敷東部地区の市崎神宮寺地区集落道路用地の取得に伴います所有権移転でございます。

続きまして、受理番号3番、下根本字谷中、田2筆、計347.45平方メートル、受理番号4番、下根本字谷中、田1筆、499.80平方メートル、受理番号5番、角崎字池の下、田2筆、計541.80平方メートル、受理番号6番、下根本字須賀、田1筆、167.49平方メートル、受理番号7番、下根本字須賀、田1筆、27.38平方メートル、受理番号8番、中山字中山、田1筆、967.14平方メートル、受理番号9番、中山字中山、田1筆、1,057.05平方メートル

ル、受理番号10番、狸穴字道下、田1筆、992.27平方メートル、受理番号11番、角崎字丑内、田2筆、55.75平方メートルについてでございますが、茨城県南農林事務所、稲敷土地改良事務所が行います基幹農道整備事業、板橋伊佐津地区の道路敷用地の取得に伴う所有権移転でございます。

続きまして、受理番号12番、蒲ヶ山字原山、畑1筆、1,864平方メートルのうち179.98平方メートルについてでございますが、KDDI株式会社の携帯電話用無線基地局の建設のため賃貸借権の設定を行うものでございます。

受理番号13番、岡飯出字岡、畑1筆、985平方メートルのうち124.08平方メートルについてでございますが、KDDI株式会社の携帯電話用無線基地局の建設のため賃貸借権の設定を行うものでございます。

なお、添付すべき書類等は事務局で確認をしました結果、問題はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 続きまして、6ページをお開き願います。

○議長（加納 昭君） 今、宮本さんが出席しました。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。

売買8件、競売1件、贈与4件でございます。

受理番号1番、下君山字森下、田1筆、244平方メートルについてでございますが、当該地は、間口が3メートルと細長く、耕作が不便なため、隣接している今回申請地の受人に耕作をしてもらっていましたが、受人に譲渡するものでございます。担当委員の調査結果は、お手元の報告書のとおり問題はないようでございます。

受理番号2番、西代字南田、田452平方メートルについてでございますが、当該地は遊休農地となっており、所有者は今後も作付する予定がないものであります。受人は親類が所有している土地に隣接しているということもあり、当該地を取得して黒豆を作付するものでございます。農業経営の実態につきましては、香取市農業委員会の証明書が添付されています。また、担当委員の調査結果は、お手元に配付します報告書のとおり問題はないものでございます。

受理番号3番、太田字小谷原、田1筆、122平方メートルについてでございますが、当該地は間口が1メートルと細長く、耕作が不便なため、隣接しています、今回申請の受人へ耕作をしてもらっていましたが、今回耕作している受人に譲渡するものでございます。担当委員の調査結果は、お手元に配付します報告書のとおり問題はないものでございます。

受理番号4番、桑山字境町、田1筆、707平方メートルについてでございますが、渡人の都合により譲渡するものであります。受人は当該地の近くに自作地があるということもあり、渡人の申し出を承諾したものであり、当該地は現在遊休農地となっておりますが、今後は麦、大豆を作付する予定だそうです。また、受人は認定農業者でございます。担当委員の調査結果は、お手元に配付いたします報告書のとおり問題はないものであります。

受理番号5番、八千石字八千石、田1筆、3,064平方メートルについてでございますが、渡人の都合により譲渡するものでございます。受人は渡人の要望もあり、自作地に隣接しているため、取得するものでございます。担当委員の調査結果は、お手元の報告書のとおり問題なしということであります。

7ページをお開き願います。

受理番号6番、四箇字堂池、田1筆、3,198平方メートルについてでございますが、渡人は日ごろより耕作に不便を来しており、受人に話をしたところ、受人は自宅前であることと、渡人の要望もあり、取得するものでございます。担当委員の調査結果は、お手元の報告書どおり問題なしということでございます。

受理番号7番、甘田字甘田入、田5筆、計9,192平方メートルについてでございますが、農業経営の規模拡大をしたい受人へ譲渡するものでございます。担当委員の調査結果は、お手元の報告書のとおり問題なしということでございます。

受理番号8番、須賀津字須賀津、田1筆、925平方メートルについてでございますが、茨城県農林振興公社が行う農業保有合理化事業により、農業経営規模拡大を目的に取得するものでございます。調査につきましては、2月23日、東庁舎会議室において農林振興公社と事務局が受人と面談により調査を行いました。調査の結果は、お手元の報告書のとおり問題はないものであります。

受理番号9番、石納字東通、登記地目雑種地、農地台帳地目、田3筆、計9,663平方メートルについてでございますが、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売により、最高買受申出人となったものでございます。調査につきましては、12月総会で買い受け適格証明書を交付する際に調査を行っていますので、今回の調査は省略いたしました。

受理番号10番、浮島字妙岐ほか1地区、田4筆、計3,621平方メートルについてでございますが、後継者である長男家族が農業に従事をしたいという要望により、生前贈与をするものでございます。担当委員の調査結果は、お手元の報告書のとおり問題なしということでございます。

8ページをお開き願います。

受理番号11番、佐原組新田字高丸、田1筆、2,247平方メートル、これは受人で、今回6名に訂正をお願いいたします。

受理番号12番、佐原組新田字佐原組、田1筆、595平方メートル、受理番号13番、佐原組新田字佐原組、田1筆、684平方メートルについてでございますが、黒板のほうにわかりにくいので、書きましたけれども、受理番号12番と13番、元地と受理番号11番、渡人の名義の土地で、1,139平方メートル、この3筆で合計で2,418平方メートルでございますが、ごらんのとおり、個人名義となっておりますが、これにつきましてはその地区の共有地でありまして、今回耕作の利便性を図るため交換をするものでございます。

受理番号11番の受人は、共有地ということで、7名の共有で取得するものでございます。また、受理番号12番と13番の受人は認定農業者でございます。担当委員の調査結果は、お手元の報告書のとおり問題なしということでございます。

以上、議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番、横田委員よりお願いします。

○23番（横田裕康君） 23番、横田です。

受理番号1番をご説明いたします。事務局1名と調査委員3名で現地を確認いたしました。事務局の説明どおりでありますので、何の問題はないかと思っておりますが、慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番、保科委員。

○5番（保科 進君） 5番、保科です。

受理番号2番でございますが、事務局の説明どおりでございます。よろしくをお願いします。

○議長（加納 昭君） 受理番号3番を川島委員。

○6番（川島 昇君） 6番、川島です。

受理番号3番について説明いたします。受人、渡人双方に確認をいたしましたところ、議案書次第のとおり間違いありません。何ら問題ないと思っておりますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号4番を飯塚委員。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号4番ですけれども、譲受人の話を伺ってまいりました。事務局の説明どおりですので、よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号5番を坂本委員、お願いします。

○20番（坂本一雄君） 20番、坂本です。

受理番号5番、受人に聞き取り調査いたしましたところ、事務局説明どおりでございま



す。何ら問題ないかと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（加納 昭君） では、受理番号6番を高須委員より申し上げます。

○7番（高須一郎君） 7番、高須です。

3月18日に確認してまいりました。事務局の説明のとおり相違ありませんので、よろしく申し上げます。

○議長（加納 昭君） では、受理番号7番を濱田委員、申し上げます。

○27番（濱田 孟君） 27番、濱田です。

受理番号7番について報告いたします。23日に本人と会いまして、確認をいたしました。事務局の説明どおり間違いありませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号8番は、農地保有合理化事業でありますので、事務局で説明願います。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 受理番号8番について調査の報告をいたします。

2月23日、農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。調査の結果、受人となる要件を満たしております。問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号9番は競売による権利でございますので、これも事務局より願います。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 受理番号9番について調査の報告をいたします。

調査につきましては、12月に調査を行い、買受適格証明書を交付しているものでありますので、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号10番を野口委員より申し上げます。

○14番（野口隆雄君） 14番、野口です。

受理番号10番について報告します。親からの贈与ということで間違いのないそうですので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号11番、12番、13番は、私加納より報告いたします。

23日に本人に会いまして、この報告書どおりの要件等々はクリアしておりますので問題ないと思います。また、受理番号11番の受人ほか6名ということでもありますけれども、6名の報告書もここに付けてありますので問題ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

それでは、これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決します。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

---

日程7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、9ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可、申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、上君山字弁才天、田3筆、計860平方メートルについてでございますが、前職であります自動車板金塗装の、これまでの経験を生かしまして、今回申請地にその店舗を新築し、開業するものでございます。

店舗は、鉄骨造平屋建て1棟、112.91平方メートルでございます。また、申請地は農用地区域外でございます。

3月23日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題はないものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○23番（横田裕康君） 23番、横田です。

受理番号1番を説明いたします。23日に調査委員3名と事務局1名で現地を調査しました。帳簿は田んぼになっておりましたが、現状は畑でありました。書類上もそろっておりますので、何の問題はないかと思われそうですが、ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として進達することに決定いたしました。

---

#### 日程8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 10ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、寺内字門前、畑1筆、229平方メートルについてでございますが、現在住んでいる土地は敷地面積201平方メートルで、地形が悪く、建物が敷地いっぱいにあるため、自家用車を入れるのに困難を要している状況であるため、隣接しています今回、申請地を取得して、駐車場として利用するものでございます。

3月23日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題なしでございます。

受理番号2番、下太田字池下、畑1筆、296平方メートルについてでございますが、現在、親子4人で借家で暮らしていますが、子供が成長し、手狭になったため、実家近くの父所有地を譲ってもらえることになり、贈与により取得して、木造2階建て1棟、135.79平方メートルの自己用住宅を建築するものでございます。3月23日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題なしでございます。

受理番号3番、柴崎字後窪、畑1筆、430平方メートルについてでございますが、ここで建築面積の訂正をお願いいたします。「226平方メートル」を「199.14平方メートル」に訂正をお願いいたします。実家の近くに住むことで、両親のサポートが容易になるため、隣接している親の土地を借りて、木造2階建て1棟、199.14平方メートルの自己用住宅を建築するものでございます。3月23日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査

の結果、お手元の報告書のとおり問題なしでございます。

受理番号4番、岡飯字岡、畑1筆、391.89平方メートルについてでございますが、KDDI株式会社の携帯電話用無線基地局建設のため、工事用地として資材置き場391.89平方メートルを使用するものでございます。一時転用の期間は、許可日から4カ月でございます。3月19日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題なしでございます。

受理番号5番、蒲ヶ山字原山、畑3筆計953.30平方メートルについてでございますが、同じくKDDI株式会社の携帯電話用無線基地局建設のため、工事用地として資材置き場712.24平方メートルと進入路として223.06平方メートルを使用するものでございます。一時転用の期間は、許可日から3カ月でございます。3月23日、担当調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題なしでございます。

11ページをお開き願います。

受理番号6番、蒲ヶ山字下の内、畑1筆、4,225平方メートルについてでございますが、平成16年より砂利採取事業を行っていますが、今回、区域拡張のため、新規で申請するものでございます。採取場の面積は実測で1万9,367平方メートルで、そのうち農地は今回申請の4,225平方メートルで、採取期間は平成22年5月16日から平成25年5月15日までの3年間でございます。3月23日、調査委員と事務局で調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題なしでございます。

次に、受理番号7番、中山字丑新田、田1筆、3,300平方メートルについてでございますが、申請地は、当社所有の自動車解体作業所に隣接し、使用済み自動車置き場として平成20年2月13日付で農用地区域から除外を行ったもので、今回申請するものでございます。使用済み自動車は、中古部位や金属回収の観点から、今後も需要の見込みはさらに高まるものであり、今回事業を拡大するものでございます。3月23日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題なしでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○16番（古澤真和君） 16番、古澤です。

受理番号1番、2番について説明いたします。全く事務局説明どおり、何ら問題ありません。審査のほどよろしく申し上げます。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番、申し上げます。

○10番（濱田昭一君） 10番、濱田です。

受理番号3番についてご説明いたします。事務局説明どおりで、何ら問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（加納 昭君） では、受理番号4番、申し上げます。

○13番（内埜新也君） 13番、内埜です。

受理番号4番について、先日、鈴木委員と並びに事務局と行って現地を見ました結果、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（加納 昭君） では、受理番号5番。

○19番（村山文雄君） 19番、村山です。

受理番号5番、6番について説明いたします。3月23日、事務局1名、私と青宿委員、栗山委員で現地を確認しましたが、5番については携帯電話の基地の建設ということで、これは事務局の説明どおりであり、問題ないと思われます。

受理番号6番について説明いたします。ここは現在砂利採取をしまして、規模拡大ということで、現地を調査しました結果、問題ないと思います。

以上で調査委員の報告を終わります。慎重審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号7番、お願ひします。

○4番（千勝 忠君） 4番、千勝です。

きょう沼崎委員がお休みのため、受理番号7番を説明させていただきます。23日、事務局と沼崎委員と私で現地調査しましたが、何ら問題ない、事務局の報告どおりでございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願ひいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 次に、12ページをお開き願います。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号2番を1番に訂正をお願いいたします。

受理番号1番、椎塚字三田谷代、畑1筆、443平方メートルについてでございますが、圏央道工事の設計変更による工期延長のため、仮設事務所兼資材置き場の期間を平成22年11月30日まで期間延長するものでございます。3月23日、調査委員と事務局で現地を調査いたしました。調査の結果、お手元の報告書どおり問題なしでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○8番（篠崎惣壽君） 8番、篠崎です。

受理番号1番についてご説明します。23日、事務局と調査委員3名同行しまして現地を調査した結果、前にも調査したことがあると思うんですが、何ら問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程10 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 13ページをお開き願います。

議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

受理番号1番、上君山字弁才天、田2筆、計279平方メートルについてでございますが、昭和44年に居宅兼物置66.10平方メートルが建築されていまして、40年が経過しており、昭和59年当時の航空写真が添付されています。また、固定資産税の家屋台帳でも確認をしています。3月23日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、お元の報告書のとおり問題なしでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○23番（横田裕康君） 23番、横田です。

23日に現地を確認いたしました。書類もそろっていることだし、何の問題はないかと思いますが、審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

#### 日程11 議案第6号 農地改良計画協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第6号 農地改良計画協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 14ページをお開き願います。

議案第6号 農地改良計画協議に対する同意についてでございます。

平成22年2月25日受理、岡飯出字岡飯出、田1筆、472平方メートルについてでございますが、現状より50センチ盛り土し、水稻育苗ハウス2棟を設置するものでございます。埋め立ての用土は霞ヶ浦のしゅんせつ土を使用し、埋め立て土量は250立方メートルでござ

ございます。3月19日、鈴木委員、内埜委員、並びに事務局で現地調査を行いました。調査の結果、お手元の報告書のとおり問題なしでございます。

平成22年3月15日受付、西代字東田、田1筆、2,920平方メートルについてでございますが、隣地との高低差があり、作業に支障を来しているため、現状より50センチ盛り土し、田畑転換をするものでございます。埋め立ての用土は、香取市大根地区の山砂を使用し、埋め立て土量は1,500立方メートルでございます。また、盛り土の面積が500平方メートルから3,000平方メートルにつきましては稲敷市残土条例の協議が必要になります。これにつきましては現在協議中でありますので、市の残土条例の許可後に農業委員会の同意の許可をするものでございます。3月19日、保科委員、野口委員、それと事務局で現地調査を行いました。調査の結果は、お手元の報告書のとおり問題なしでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございますが、これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより議案第6号 農地改良計画に対する同意についてを採決します。

本案は申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

なお、議事参与の制限に該当する案件がありますので、事務局は受理番号14番から18番を除いた説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 15ページをお開き願います。

議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

新規設定4件、2万979平方メートル、再設定15件、17万7,517平方メートルでございます。

まず、受理番号1番、鳩崎字余郷入ほか1地区、田3筆、2万2,076平方メートルにつ



いてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間3年、小作料、10アール当たり現金2万円でございます。設定を受ける者の経営面積は586アールでございます。

受理番号2番、曲渕字居下ほか3地区、畑1筆、田19筆、計20筆、3万18平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者の経営面積は669アールで、認定農業者でございます。

受理番号3番、堀之内字堀之内、田1筆、1,112平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は147アールで、認定農業者でございます。

16ページをお開き願います。

受理番号4番、結佐字下結佐、田1筆、3,534平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米3俵です。設定を受ける者の経営面積は1,039アールで、認定農業者でございます。

受理番号5番、結佐字下結佐ほか1地区、田25筆、計2万9,205平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米3俵です。設定を受ける者の経営面積は1,039アールで、認定農業者でございます。

17ページをお開き願います。

受理番号6番、結佐字下結佐ほか1地区、田15筆、計3万2,123平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米3俵です。設定を受ける者の経営面積は1,039アールで、認定農業者でございます。

受理番号7番、上根本字新堤ほか1地区、田2筆、計3,605平方メートルについてでございますが、新規設定と再設定で、利用目的稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は173アールでございます。

受理番号8番、幸田字立波ほか1地区、田2筆、計3,088平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間3年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は193アールでございます。

受理番号9番、下根本字谷中、田5筆、計1万1,393平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間5年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は183アールでございます。

18ページをお開き願います。

受理番号9番、上根本字蓮和田、田1筆、1,898平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は272アールでございます。

受理番号11番、中島字講谷津ほか5地区、田14筆、計1万5,537平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間3年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は569アールで、認定農業者でございます。

受理番号12番、結佐字下結佐、田1筆、3,196平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は160アールでございます。

受理番号13番、八千石字八千石、田2筆、計1,330平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は160アールでございます。

以上、受理番号14番から18番を除いて説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決します。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

では、続きまして、受理番号14番、15番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に6番、川島委員が該当しますので、川島委員の退室を求めます。

（川島 昇委員 退席）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま6番、川島委員が退室しましたので、審議を続けます。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 19ページをお開き願います。

利用権設定、受理番号14番、15番についてでございます。

受理番号14番、太田字中郷ほか1地区、田4筆、計1万321平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は1,182アールで、認定農業者でございます。

受理番号15番、太田字下中郷、田2筆、計5,946平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受け

る者の経営面積は1,182アールで、認定農業者でございます。

以上、受理番号14番、15番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

それでは、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号14番、15番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、6番、川島委員の入室を許可いたします。

（川島 昇委員 復席）

○議長（加納 昭君） ただいま6番、川島委員が出席しましたので、審議を続けます。

続きまして、受理番号16番、17番、18番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、私、加納が該当しますので、ここで議長を吉岡会長職務代理者と交代いたします。

（議長、会長職務代理者と交代）

○会長職務代理（吉岡一仁君） それでは、受理番号16番、17番、18番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限の規定に24番、加納会長が該当いたしますので、ここで24番、加納会長の退室を認めます。

（加納 昭委員 退席）

○会長職務代理（吉岡一仁君） それでは、ただいま24番、加納会長が退室いたしましたので、続けます。

事務局の説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 19ページをお開き願います。

利用権設定、受理番号16番、17番、18番についてでございます。

受理番号16番、手賀組新田字高俣、田8筆、計1万6,261平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米3俵です。設定を受ける者の経営面積は1,725アールで、認定農業者でございます。

受理番号17番、結佐字流作、田3筆、計2,797平方メートルについてでございますが、

再設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米3俵です。設定を受ける者の経営面積は1,725アールで、認定農業者でございます。

受理番号18番、手賀組新田字結佐、田3筆、計5,056平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米3俵です。設定を受ける者の経営面積は1,725アールで、認定農業者でございます。

以上、受理番号16番、17番、18番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長職務代理（吉岡一仁君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長職務代理（吉岡一仁君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号16番、17番、18番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定についてを採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理（吉岡一仁君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり意見決定いたします。

審議が終了いたしましたので、24番、加納会長の入室を許可します。

（加納 昭委員 復席）

○会長職務代理（吉岡一仁君） ただいま24番、加納会長が出席いたしましたので、ここで加納会長と交代いたします。

（会長職務代理者、議長と交代）

---

### 日程13 議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 20ページをお開き願います。

議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権転貸）についてでございます。

新規設定5件、4万9,669平方メートル、再設定25件、8万1,355平方メートルでござい

ます。

受理番号1番、伊佐部字伊佐部、田2筆、計1,717平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は1,433アールで、認定農業者でございます。

受理番号2番、伊佐部字伊佐部、田1筆、3,361平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者の経営面積は1,433アールで、認定農業者でございます。

受理番号3番、佐原組新田字伊佐部ほか1地区、田15筆、計1万4,709平方メートルについてでございますが、再設定13筆と、米印の2筆は新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者の経営面積は1,433アールで、認定農業者でございます。

21ページをお開き願います。

受理番号4番、佐原下手字下手、田13筆、畑6筆、計19筆、9,413平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は739アールで、認定農業者でございます。

受理番号5番、阿波崎字阿波崎、田2筆、計3,834平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は1,433アールで、認定農業者でございます。

22ページをお開き願います。

受理番号6番、境島字川脇ほか1地区、田3筆、計5,964平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間3年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は546アールで、認定農業者でございます。

受理番号7番、下須田字六反、田2筆、計9,226平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり現金2万8,750円です。設定を受ける者の経営面積は367アールでございます。

受理番号8番、境島字萩原、田6筆、計6,773平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間1年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は334アールで、認定農業者でございます。

受理番号9番、境島字萩原、田2筆、計1,953平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間1年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は538アールで、認定農業者でございます。

受理番号10番、境島字萩原、田3筆、計1,065平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間1年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は546アールで、認定農業者でございます。

23ページをお開き願います。

受理番号11番、境島字萩原、田3筆、計2,973平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間1年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は154アールでございます。

受理番号12番、境島字川脇ほか1地区、田6筆、計5,492平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間3年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は538アールで、認定農業者でございます。

受理番号13番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、1万4,997平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間3年、小作料10アール当たり現金2万8,000円で、設定を受ける者の経営面積は1,502アールで、認定農業者でございます。

受理番号14番、境島字萩原、田4筆、畑2筆、計6筆、計4,082平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間1年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は334アールで、認定農業者でございます。

24ページをお開き願います。

受理番号15番、境島字川脇ほか1地区、田8筆、計8,118平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間3年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は334アールで、認定農業者でございます。

受理番号16番、八筋川字八郎田、田1筆、3,026平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり現金2万6,000円です。設定を受ける者の経営面積は615アールで、認定農業者でございます。

受理番号17番、上之島字上之島、田9筆、計2万321平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料10アール当たり現金2万8,750円です。設定を受ける者の経営面積は594アールで、認定農業者でございます。

25ページをお開き願います。

受理番号18番、境島字川脇ほか1地区、田12筆、計1万2,704平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間1年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は546アールで、認定農業者でございます。

受理番号19番、境島字川脇、田1筆、計1,296平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間1年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は538アールで、認定農業者でございます。

以上、議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年3月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時16分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ㊟

27番 委員 濱 田 孟 ㊟

28番 委員 青 宿 昌 夫 ㊟